「子ども手当制度」が平成22年4月からはじまりました

「子ども手当」は、子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

対象者は？

中学校を卒業するまでの子ども

支給金額は？

1人につき、月額1万3千円（平成22年度）を受給できます。

受給資格者は？

子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父又は母です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方が受給資格者となります。

支払については？

子ども手当は、役場で受給資格を認定の後に、お支払いします。お支払いは、年3回（6月、10月、2月）で、前月分までの手当をお支払いします。（原則口座振込となります）

「子ども手当」をもらうためには？

申請方法

（③、④の方は役場への認定請求の手続きが必要です。）

①小学生以下の子どものみ
　↓手続きは不要

②平成22年から中学1年生の子ども＋小学生の子ども
　↓手続きは不要

③中学2、3年生の子ども＋小学生以下の子ども
　↓額改定認定請求書の提出

④中学2、3年生の子どものみ
　↓認定請求書の提出

手続きが必要な方へは認定請求、額改定認定請求書類を送ります。

問い合わせ先
住民生活課
☎73-1415

注意事項

- 子どもが生まれるなど子ども手当の対象人数が変わった場合には、役場担当窓口へ「子ども手当額改定認定請求書」を提出してください。
- 公務員については、勤務先からお支払いすることとなります。公務員になった場合には、役場担当窓口へ「子ども手当受給事由消滅届」の提出が必要となります。
- 子ども手当の全部又は一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、子ども・子育て支援の事業に活かしてほしいという方には、簡便に寄付を行う手続きもありますので、お問い合わせください。

申請は9月30日までにお願いします！

9月30日までに申請した場合4月分から支給します。

9月30日を過ぎると、満額（4月分から）の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

ライターに注意して！

乳幼児保護者のみなさまへ

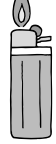

最近の調査で、乳幼児（概ね5歳未満）がライターを使用して火災となるケースが多いことが判明しました。

また、火災により死傷することも多くなっています。

大切な命と財産を守るため、乳幼児がおられるご家庭は次のことに注意しましょう。

【ライターの使用に関する注意事項】

1　乳幼児の手の届くところにライターを置かない。
2　乳幼児にライターを触らせない。
3　ライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせる。
4　理解できる年齢となったら、火事の恐ろしさを教える。

防火のご相談は
東部消防局予防課
☎23-2460